

大阪市港区支援会議設置要綱

(設置及び主旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下、「法」という。）第9条に規定する支援会議として大阪市港区支援会議（以下、「支援会議」という。）を設置する。

2 支援会議は、生活困窮者（法第3条第1項に規定する者をいう。以下、同じ）の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する事項
- (3) その他生活困窮者の支援のために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、主に生活困窮者支援を通じた地域づくりに資することを目的とする生活困窮者支援会議と、主に個別指導の検討を目的とする生困シェア会議をもって構成する。

(生活困窮者支援会議)

第4条 生活困窮者支援会議に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、港区保健福祉センター所長とする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、あらかじめ会長が指名する者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 生活困窮者支援会議は、次に掲げる者（以下、「構成員」という。）及び港区役所職員をもって構成する。
 - (1) 別表に掲げる関係機関に属するもの
 - (2) その他会長が必要と認める者
- 6 生活困窮者支援会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 生困シェア会議から受けた活動報告及び地域資源に関する課題の共有
 - (2) その他第2条に定める支援会議の所掌事務に関して検討が必要な事項

7 生活困窮者支援会議は、大阪市港区生活困窮者自立支援調整会議設置要綱（以下、「調整会議要綱」という。）第4条に規定する会議のうち、調整会議要綱第3条第2項に定める議長が構成員全員を招集して行う会議と併せて開催することができる。

（生困シェア会議）

第5条 生困シェア会議に座長を置き、座長は会長が指名する。

2 生困シェア会議は定期開催を基本とするが、必要に応じて隨時に開催もでき、座長がこれを主宰する。

3 生困シェア会議の参加者は、会長が次に掲げる者及び港区役所職員のうちから適當と認める者を選定して招集する。

（1）別表に掲げる関係機関に属する者

（2）その他会長が必要と認める者

4 生困シェア会議は、次に掲げる事項について協議する。

（1）構成員が各所属機関において、日常的な業務を行う中で把握した生活困窮の端緒が伺われる事案（以下、「気になる事案」という。）に関する情報の共有

（2）気になる事案に関する世帯の状況把握や、課題の確認を通じた困窮度及び緊急性の判断

（3）迅速な支援開始に向けて本人同意を得るためのアプローチ方法の検討、支援方針の確立と役割分担の明確化及び認識の共有

（4）気になる事案に関する主担当機関及びキーパーソン（本人同意に向けたアプローチに関する主たる援助者）の確認

（5）本人同意を得て支援開始に至るまでの個々のケースの進捗管理と情報の共有

（6）支援会議に報告するための個々のケース支援から把握した地域課題の抽出

5 生困シェア会議及び生困シェア会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）

第6条 支援会議は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、法第9条第3項に基づき、関係機関等に対し生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、法第9条第5項に基づき、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

2 前項に違反して情報を漏らした者は、法第28条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(別表)

関係機関
港区生活困窮者自立相談機関「くらしのサポートコーナー」運営主体
港区社会福祉協議会
港区地域包括支援センター
港区南部地域包括支援センター
港区認知症初期集中支援チーム（みなとオレンジチーム）
港区障がい者基幹相談支援センター
港区民生委員児童委員協議会
港区社会福祉協議会見守り相談室
地域見守りコーディネーター
港区子ども子育てプラザ